

太陽光発電設備導入等業務（PPA事業）仕様書

1. 業務概要

公共施設等において太陽光発電設備等及びその附帯設備（以下、「設備」という。）を導入し、当該設備で発電した電力を施設へ供給するとともに、当該設備の運転・維持管理を行うもの。

2. 業務実施期間

合意書締結の日から脱炭素先行地域づくり事業期間終了まで。

※基本的には令和10年3月31日まで。

ただし、別途、各PPA事業のサービス契約期間（原則20年間）を個別に定め、その事業を実施すること。

3. 業務内容

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）」関連資料を参照の上、事業を遂行するものとする。

また、事業者は同交付金の目的及び趣旨を理解したうえで事業を遂行するものとする。

なお、直方市地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（脱炭素先行地域づくり事業）における令和6年度事業は、令和7年度への繰越しを予定している事業（以下「令和7年度事業」という。）である。

令和8年度以降の事業については、市と事業者で協議して決定するものとする。

（1）太陽光発電設備導入の際の留意点について

ア 気象条件及び特性を理解し、本市の建物等に合った設備を設置すること。

イ オンサイト PPA を原則とし、各建物等の電力需要に応じて、適切な容量の設備を設置すること。発電した電力の供給については、対象施設での自家消費率が各施設 50%以上となるように計画すること。また、余剰電力が発生する場合は、原則本市公共施設等で消費すること。

ウ 既設設備等の保守点検や建物等の維持管理、施設の運営に支障が生じない計画とすること。

エ 事前に構造調査等設置の可能性調査、現地調査を十分に行うこと。（ただし、設計図面から新たに構造計算を行わなければならない施設や破壊検査等の追加調査を行わなければ構造計算ができない施設等、構造調査が困難な施設が判明した場合は、当該施設は事業の対象としない。）

- なお、候補施設において太陽光パネルが設置可能な場所は、屋上等とするが、その他の機器については市と協議の上、決定するものとする。
- オ 設備を設置した際に発生する加重増加等の影響について、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他の外力に対して建物等の耐久性を考慮すること。
- カ 環境へ配慮すること（騒音・振動対策・安全対策等）
- キ 企画提案書に基づき、設置計画書（設備仕様、設置方法、平面図及び立体図、工程及びスケジュール等）をその都度提出し、市の確認を受けること。
- ク 設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を提出すること。
- ケ 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を含む設置計画書を市に提出し、確認を受けること。
- コ 設置計画書をもとに、設計・施工した設備を設置すること。施工にあたり、設備の工事監理業務、工事に関連する手続き及びその関連業務を行うこと。また、設備設置に伴い防水層等の既存施設を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- サ 工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書に準拠して施工すること。また施設管理者及び運転管理者等と十分な協議を行うこと。ただし、特別な事業が生じた場合は、別途協議により決定する。
- シ 工事完成時には、市の確認を受けること。さらに、完成図書書類を1部作成し、市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出すること。市が必要とする書類を提出すること。

（２） 対象とする箇所について

対象とする箇所は直方市の公共施設等及び直方市が保有する未利用地とする。

ア 事業を推進するにあたり、施設管理者への十分な説明を行うこと。

（説明に関する資料を提示すること。）

イ 対象の箇所 21箇所（別表のとおり）

なお、令和7年度事業では別表No.1～10の10施設への導入を必須とする。

ウ 設置可能性調査を行い、市と調整の上決定すること。また、行政財産目的外使用許可を受けること。

エ 避難所となっている施設については、停電時に各施設の避難所に電力供給が可能なシステムを採用すること。停電時に使用可能な設備容量は事業者からの提案とする。

(3) 施設提供に関する基本的条件

- ア 施設の現状等に留意し、設備設置を検討すること。
- イ 発電設備等設置時において防水施工を前提とし、施工方法が分かる書面を市に提出し確認を受けて、建物の防水機能に影響がないように施工すること。また、発電設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任において必要な措置を講じること。
- ウ 事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- エ 設備を設置した施設について、施設が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて事業者の負担で設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。
- オ 市は、事業者が施設提供条件に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことができる。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には修復すること。
- カ 事業実施中に、施設に雨漏りが生じた場合には、事業者は原因究明するとともに、原因が設備設置に起因する場合には、事業者が責任を負い、事業者負担により速やかに修復すること。

(4) 設備の運転管理・保守点検・維持管理に関すること

設備等が正常で適正な状態で運転でき、また、建物等の利用者の安全が確保されるように、定期的に点検、調整及び必要に応じて部品等の交換を事業者の責任と負担によって行うこと。

- ア 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画、実施体制を示すこと
- イ 故障、緊急時の対応体制図を示すこと
- ウ 事業実施中のリスクに対する対策（損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等）を示すこと
- エ 対象施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行うこと

(5) 温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証に関すること

事業者は当該設備を設置した施設での発電量及び需要量等の情報について、北九州都市圏におけるエネルギーマネジメントを行う株式会社北九州パワーが情報提供を求めた場合には情報を提供する。また、運転期間内における温室効果ガス排出量削減効果の検証業務を行うこと。

(6) 建物等への電力供給及び契約単価に関すること

- ア 設置した設備で発電した電力は、その建物等に優先して供給し、自家消費を行うこと。
- イ 別途、市と契約を締結することとし、建物等に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を運転期間において支払う単価契約とする。契約単価は、提案に基づく額により協議した額とする。
- ウ 見積単価は、設備導入時点の小売電気事業者との契約価格を下回ることを基本とする。
- エ 提案した単価が契約単価となるものではないので注意すること。契約単価は、P P A事業者が事業実施に伴い負担する費用等を考慮の上、協議により別途定めることとなる。
- オ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測するものとする。
- カ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含むものとする。なお、事業者に交付される補助金額相当分を控除して算出した単価とし、適正に控除されていることを証明できる書類を具備すること。

(7) サービス契約終了後の措置に関すること

事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は、事業者の費用負担により発電設備の撤去を行い、屋上等の原状回復を行うものとする。

(8) 施設提供に関するその他の条件

- ア 市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。さらに、発電設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気保安技術者に連絡の上修理を行うこととする。なお、毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。また、災害発生後は原則として発電設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期す。施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意すること。
- イ 事業者は本事業により、当該施設及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に参加し、市へ写しを提出すること。また、当該施設及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が保証責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するも

のとする。事業者が責任を負うべき事項で、当該施設が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

ウ 事業者は業務上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

エ その他、本資料に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。

別表 PPA事業対象公共施設等一覧

No.	施設名	住所	分類
1	感田小学校	直方市大字感田1160番地	小学校
2	上頓野小学校	直方市大字上頓野2510番地	小学校
3	直方西小学校	直方市大字山部666番地	小学校
4	下境小学校	直方市大字下境1820番地	小学校
5	新入小学校	直方市大字上新入2081番地	小学校
6	直方東小学校	直方市大字頓野2095番地1	小学校
7	福地小学校	直方市大字永満寺2427番地	小学校
8	直方第二中学校	直方市大字頓野4082番地	中学校
9	直方第三中学校	直方市大字知古960番地	中学校
10	植木中学校	直方市大字植木261番地2	中学校
11	直方市中央隣保館	直方市大字下境2014番地1	その他社会福祉施設
12	直方市火葬場（天翔館）	直方市大字上新入2430番地14	その他の施設
13	清掃工場（可燃物中継所）	直方市大字下新入1923番地1	その他の施設
14	ユメニティのおがた（図書館含む）	直方市大字山部364番地4	文化施設
15	直方市居立川排水機場	直方市大字下新入936番地1	その他の施設
16	感田雨水ポンプ場	直方市大字感田2587番地1	下水道施設
17	下境地区浄化センター	直方市大字下境1956番地1	下水道施設
18	上頓野地区浄化センター	直方市大字上頓野823番地1	下水道施設
19	尾崎浄水場	直方市大字山部1147番地	上水道施設
20	直方市消防庁舎	直方市新町2丁目5054番地5	消防施設
21	旧し尿処理場跡地	直方市大字知古21番地1, 27番地1	土地

※No.11以降の施設等については、変更となる場合がある。